

# 特許協力条約

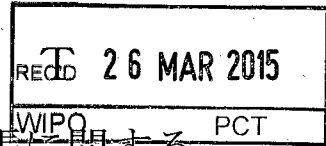
発信人 日本国特許庁 (受理官庁)

出願人代理人  
株式会社湯山製作所

殿

あて名  
〒 561 0843  
日本国大阪府豊中市上津島1丁目2番12号

P C



## 優先権の主張に関する通知書

(法施第28条第3項、第27条の3第1項)  
〔PCT規則26の2.1、26の2.2  
及び実施細則302、314〕

発送日 (日. 月. 年)  
24.03.2015

出願人又は代理人の書類記号  
YP001209WO

重要な通知

国際出願番号  
PCT / JP2015 / 055819

国際出願日 (日. 月. 年)  
27.02.2015

出願人 (氏名又は名称)  
株式会社湯山製作所

国際出願における優先権の主張について、次の措置をとったことを通知する。

1.  優先権の主張の補正  
出願人からの 日 月 年 の日付の申請により、下記の優先権の主張について以下のように補正された：

- ただし、先の出願の番号が記載されていない。
- ただし、次の優先権の主張における表示がこれに対応する優先権書類に記載されている表示と合致しない：
- ただし、国際出願日が、優先期間の満了の日の後であるが、当該満了の日から2月の期間内である。

2.  優先権の主張の追加  
出願人からの 05 日 03 月 2015 年 の日付の申請により、下記の優先権の主張が追加された：  
特願2014-048819 [12.03.2014] 日本国JP

- ただし、先の出願の番号が記載されていない。
- ただし、次の優先権の主張における表示がこれに対応する優先権書類に記載されている表示と合致しない：
- ただし、国際出願日が、優先期間の満了の日の後であるが、当該満了の日から2月の期間内である。

3.  次の理由により、優先権の主張は無効とみなされる (PCT規則26の2.2(b))。

- 規則26の2.1(a)に規定する期間の満了前に出願人は、様式PCT/RO/110で通知しているにもかかわらず、規則4.10に定める要件を満たすための優先権の主張を補正する書面を提出しなかった。
- 出願人からの優先権の主張を補正するための書面は、規則26の2.1(a)に規定する期間の満了後に受理されたため、優先権の主張は規則4.10に定める要件を満たす補正はされていない。
- 出願人からの優先権の主張を補正する書面では、規則4.10の要件を満たすような優先権の主張の補正はされていない。

出願人は、国際公開の技術的な準備が完了する前に、当該優先権の主張にかかる情報を提出することができる。これにより提出された優先権の主張にかかる情報は、国際事務局により国際出願とともに公表される (PCT規則26の2.2(d))。

受理官庁の名称及びあて名  
日本国特許庁 (RO/JP)  
郵便番号 100-8915 電話番号 03-3592-1308  
日本国東京都千代田区霞が関三丁目4番3号

権限のある職員  
特許庁長官

4.  上記1. 及び2. の優先権の主張の補正及び／又は追加により、若しくは、上記3. のとおり優先権の主張が無効とみなされることにより、(最先の)優先日は次の日付となる。  
: 12. 03. 2014
5.  出願人からの書面を \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 年、すなわち、規則26の2.1(a)に規定する期間の満了後に受領したため、優先権の主張は補正／追加されない。しかしながら、当該出願人からの書面が優先権の主張の補正に関するものである場合には、規則26の2.2(c) (i)から(iii)の定めるところに従って、願書の第VI欄に表示された優先権の主張は、無効とはみなされない。
- 出願人は、優先日から30月を経過する前に、手数料の支払を条件として、当該事項に関する情報を公表することを国際事務局に対し請求することができる(PCT規則26の2.2(e))。
6.  複数の優先権が主張されている場合には、上記の通知は次の優先権の主張に関するものである：
7. この通知書の写しは、国際事務局及び次の機関に送付した。  
 国際調査機関

05.03.2015

優先権の主張の追加申請書

特許庁長官 殿

1 国際出願の表示 PCT/J P 2 0 1 5 / 0 5 5 8 1 9

2 出 願 人

名 称

株式会社湯山製作所  
YUYAMA MFG. CO., LTD.



あて名

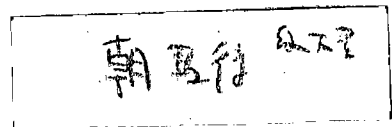
〒561-0841 日本国大阪府豊中市名神口3丁目3番1号  
3-1, Meishinguchi 3-chome, Toyonaka-shi, Osaka 561-0841 Japan

国 籍

日本国 JAPAN

住 所

日本国 JAPAN



3 追加して行う優先権の主張の基礎となる出願の表示

	(先の出願日)	(先の出願番号)	(国内出願：国名)
(1)	12. 03. 2014	特願2014-048819	日本国 JAPAN